

遺族年金制度について — 諸外国の遺族年金制度とその改革動向 —

厚生労働省年金局
2019年3月13日

資料の構成

1. 我が国の遺族年金制度

- ・ 遺族年金制度の概要（遺族基礎年金） 3
- ・ 遺族年金制度の概要（遺族厚生年金） 4
- ・ 近年行われた主な遺族年金制度の改正 5
- ・ 現行制度における遺族年金制度の支給対象者 6
- ・ 遺族年金の保障の対象 7

2. 遺族年金の受給状況

- ・ 制度別・性別 受給者数及び構成割合 9
- ・ 制度別・年齢階級別 構成割合 10
- ・ 支給対象者別 遺族年金の支給状況 11
- ・ 制度別 世帯の年間収入と主な収入源 12
- ・ 遺族年金受給者の就業状況① 13
- ・ 遺族年金受給者の就業状況② 14

3. 遺族年金制度を取り巻く環境の変化

- ・ 夫婦の就労状況 16
- ・ 女性の労働力人口の推移 17
- ・ 女性の生産年齢人口就業率 18
- ・ 女性が職業を持つことに対する意識の変化 19
- ・ 女性の労働力率の変化（年齢階級別・配偶関係別） 20
- ・ 性別 平均勤続年数 21
- ・ 男女間賃金格差の長期的な傾向 22

4. 平成27年年金部会における議論の整理

- ・ 社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成27年1月21日）
（抄） 24

5. 諸外国の遺族年金制度

- ・ 共働きが一般化している諸外国における遺族年金 26
- ・ 諸外国の遺族年金給付の性格に応じた整理 27
- ・ 諸外国におけるこれまでの遺族年金の見直し 28
- ・ OECD “Pensions Outlook 2018” 政策提言の概要 29

（参考資料）共働きが一般化している諸外国における遺族年金制度の概要

- ・ ①イギリス 31
- ・ ②スウェーデン 32
- ・ ③ドイツ 33
- ・ ④フランス 34
- ・ ⑤アメリカ 35

1. 我が国の遺族年金制度

遺族年金制度の概要(遺族基礎年金)

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。
なお、平成38年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

2. 支給対象者

死亡した者に**生計を維持されていた**次の遺族に支給される。

- ① **子のある配偶者**
- ② **子**(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額(平成30年度)

779,300円(老齢基礎年金の満額と同額) + 子の加算額
子の加算額: 第1子・第2子…各224,300円 第3子以降…各74,800円

遺族年金制度の概要(遺族厚生年金)

遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻
※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)

※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。

※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

3. 年金額

死亡した者の報酬比例の年金額 × $3/4$

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、支給要件①～③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の $3/4$ (平成29年度:584,500円)が加算される(中高齢寡婦加算)。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

① 自らの老齢厚生年金は全額支給。

② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。

A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の $3/4$)

B. 遺族厚生年金の $2/3$ (配偶者の老齢厚生年金の $1/2$)と自らの老齢厚生年金の $1/2$

近年行われた主な遺族年金制度の改正

昭和60年改正

- 基礎年金制度の導入により、遺族年金についても、一階部分が全国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という、現行の**二階建ての仕組み**となった。
 - ・ 従来の国民年金法の母子年金・準母子年金・遺児年金を遺族基礎年金に統合。
 - ・ 保険料納付要件が遺族基礎年金と遺族厚生年金とでそろえられた。子どもを養育する遺族には遺族基礎年金と、死亡した者が厚生年金被保険者等であれば遺族厚生年金とが支給されることになり、子に対する加算は遺族基礎年金に整理された。
 - ・ 他方、子どもを養育しない遺族厚生年金の受給者(及び子どもの養育が終わり遺族基礎年金を失権した受給者)には遺族基礎年金という形では定額相当が支給されなくなったため、中高齢者への特例として、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が創設された。
- ※ 夫の死亡時35歳以上であって、40歳以上65歳未満で生計を同じくする子のない妻等に対し、遺族基礎年金の3/4の額を遺族厚生年金に加算

平成6年改正

- 老齢年金と遺族年金の新たな併給調整が創設された。
 - ・ 遺族厚生年金の3分の2相当額(死亡した者の年金の2分の1相当額)と自身の老齢厚生年金の2分の1相当額

平成16年改正

【若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し】

- 夫の死亡時に**30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金が、5年間の有期給付**となった。
- 中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢が、夫死亡時40歳以上となった。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し】

- **自分自身の老齢厚生年金は全額支給**される。
- 改正前の制度で支給される額を自分自身の老齢厚生年金の額と比較して、後者の額が少額の場合は、その差額が遺族厚生年金として支給される。

平成24年改正

- 遺族基礎年金の対象者を**父子家庭に拡大**。

現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻（子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期）又は子（配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある配偶者		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上		○		○				○ (※2)		
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○ (妻のみ)	×	×	×	×	×	×
30歳未満		○ (有期5年間)			○ (18歳年度末まで ※1※3※4)	○ (18歳年度末まで※1※4)				○ (18歳年度末まで※1)

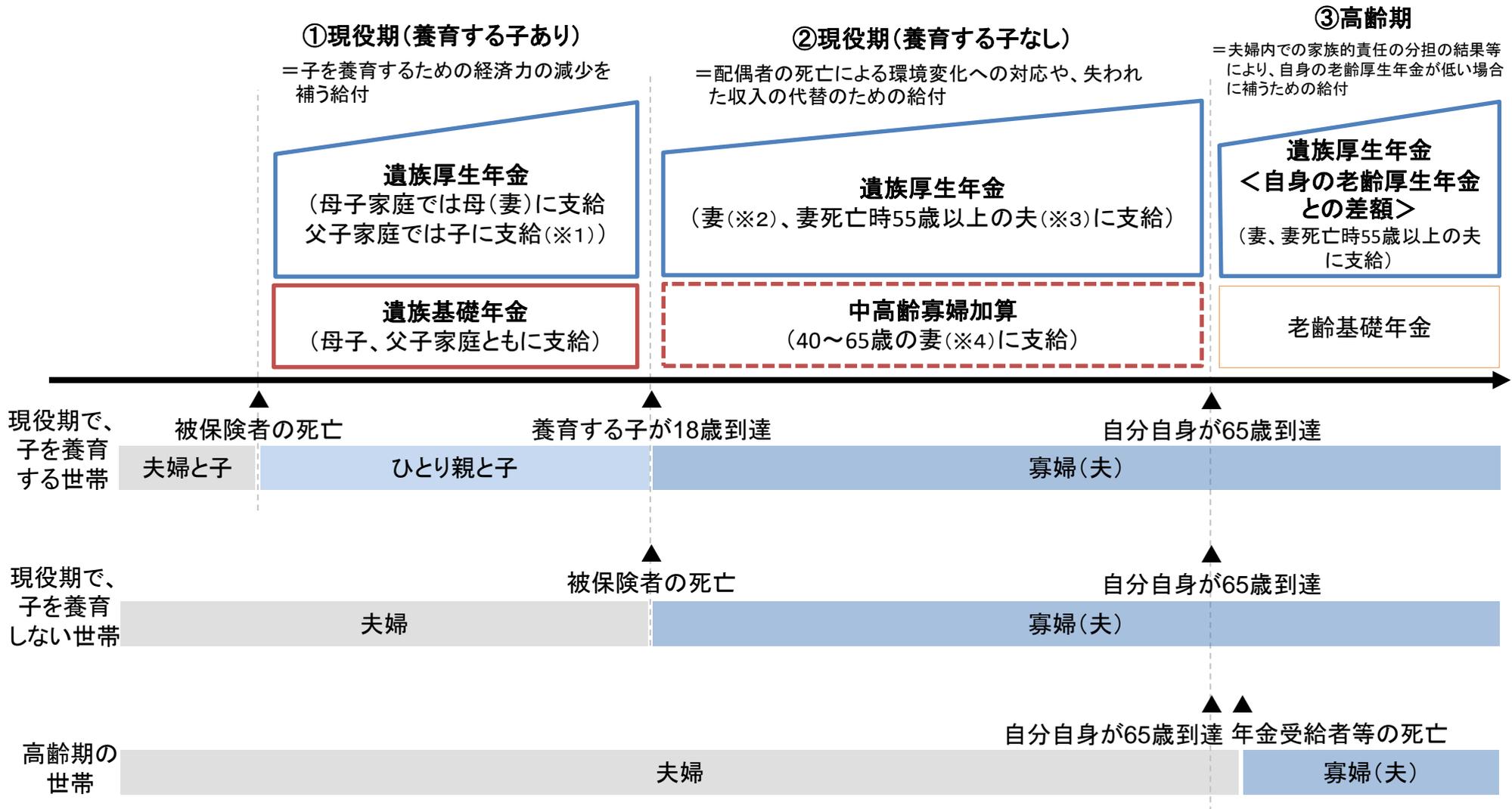
※1 障害のある者については20歳到達日まで

※2 55歳から60歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止 ※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

遺族年金の保障の対象

- 遺族年金は、現役期の遺族に対しては残された者への所得保障（遺族基礎年金・遺族厚生年金）、高齢期の遺族に対しては自身の老齢年金への上乗せ給付（遺族厚生年金）となっている。



(※1)妻死亡時、夫が55歳未満の場合。夫が55歳以上の場合は、夫に支給され、子は支給停止となる。

(※2)夫死亡時30歳未満の寡婦は5年の有期給付。

(※3)60歳まで支給停止。

(※4)夫死亡時又は養育する子が18歳に到達した際に、40~65歳の妻が対象。

2. 遺族年金の受給状況

制度別・性別 受給者数及び構成割合

- 受給者全体で見ると、男性1.6%、女性98.4%と、ほとんどが女性となっている。
 - 制度別に見ると、平成26年4月より、遺族基礎年金の支給対象が父子家庭にも拡大されたことを受けて、遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方の受給者のうち男性が0.5%、遺族基礎年金のみの受給者のうち男性が11.6%を占めている。
- ※ 遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方の受給者である男性は、妻の死亡時に55歳以上で、かつ遺族基礎年金の受給権を有する夫。
(なお、調査対象に子、孫たる受給者は含まれていない。)

	計	男性	女性	計	男性	女性
計	503万8千人	8万人	495万8千人	100.0%	1.6%	98.4%
厚生年金のみ	494万3千人	7万7千人	486万6千人	100.0%	1.6%	98.4%
厚生年金と基礎年金の両方	6万1千人	0千人	6万1千人	100.0%	0.5%	99.5%
基礎年金のみ	2万1千人	2千人	1万8千人	100.0%	11.6%	88.4%
寡婦年金	1万2千人	-	1万2千人	100.0%	-	100.0%

制度別・年齢階級別 構成割合

- 制度別に、受給者の年齢階級別構成割合をみると、遺族厚生年金の受給者は現役期から高齢期にかけて幅広く分布していることが分かる。また、遺族厚生年金のみの受給者では、高齢者の上乘せ給付の役割として、60歳以上が全体の9割以上を占めている。
- 一方、遺族基礎年金は18歳未満の子を扶養する遺族に支給されるものであることから、受給者は現役期を中心に分布していることが分かり、特に、40～49歳が全体の半数以上を占めている。

(単位:%)

	計	～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	平均年齢(歳)
計	100.0	0.3	1.3	3.8	14.4	30.3	37.8	12.2	78.1
厚生年金のみ	100.0	0.0	0.4	3.4	14.4	30.9	38.5	12.4	78.7
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	12.9	54.1	31.5	1.3	0.2	0.1	-	46.5
基礎年金のみ	100.0	17.1	58.7	23.7	0.5	0.0	-	-	45.1
寡婦年金	100.0	-	-	遺族基礎年金	100.0	-	-	-	62.3

96.2%

遺族厚生年金

支給対象者別 遺族年金の支給状況

- 遺族基礎年金の平均年金月額については、定額給付であることから(子の加算あり)、夫と妻の間であまり差はない。(子の平均年金月額が低いのは、受給者となる子の人数が複数いる場合があるため。)
- 遺族厚生年金の平均年金月額については、死亡した者の年金加入歴や年金額を反映して、**夫と妻の間に大きな差**がある。

<遺族基礎年金> ※国民年金総額:約1,000億円

	受給権者数(人)	受給者数(人)	受給者・平均年金月額(円)
夫	6,639	6,581	93,007
妻	74,414	74,300	91,480
子	145,539	8,470	54,350
計	226,592	89,351	88,073

<遺族厚生年金(新法)> ※厚生年金総額:約4.9兆円(1号厚年のみ)(旧法を含むと約5.4兆円)

	受給権者数(人)	受給者数(人)	受給者・平均年金月額(円)
夫	128,250	78,795	16,674
妻	4,903,018	4,762,981	85,941
子	102,759	19,123	73,121
その他	75,485	49,215	26,555
計	5,209,512	4,910,114	84,184

制度別 世帯の年間収入と主な収入源

- 世帯の年間収入(年金含む)の中央値と世帯の主な収入源を制度別に見ると、「遺族厚生年金のみ」の受給者の年間収入は190万円程度であり、また、主な収入源は「自己の年金」と回答した者が54.0%を占める。高齢期の受給者が大半を占める「遺族厚生年金のみ」の受給者では、**遺族年金・老齢年金といった自己の年金が主な収入源となっている**ことが分かる。
- 一方、現役期の受給者が中心の「遺族基礎年金のみ」の受給者については、年間収入は260万円程度であり、主な収入源は「自己の労働収入」と回答した者が36.0%、「自己の年金と自己の労働収入」と回答した者が30.1%である。**現役期の遺族が就労をしながら年金収入と合わせて生計を立てている**ことが分かる。

	世帯の年間収入 (年金含む) 中央値(万円)	世帯の主な収入源(1つ又は2つ(※)) 制度別の構成割合(10%以上の回答)	(参考) 遺族年金年額 平均値(万円)
計	193	・自己の年金(53.4%) ・自己の年金と子供の収入(12.8%)	93.4
厚生年金 のみ	192	・ 自己の年金(54.0%) ・自己の年金と子供の収入(13.0%)	92.7
厚生年金と 基礎年金の 両方	257	・自己の年金と自己の労働収入(32.8%) ・自己の年金(26.1%) ・自己の労働収入(24.8%)	158.0
基礎年金 のみ	260	・ 自己の労働収入(36.0%) ・ 自己の年金と自己の労働収入(30.1%) ・自己の年金(16.8%)	110.7

(※)主なものを2つまで回答

遺族年金受給者の就業状況①

- 65歳未満の遺族年金受給者については、**6割以上**の者が就業しているが、臨時雇用の形態が多く、また、**本人の労働による年間収入も8割近くの者が200万円以下**となっている。

＜遺族年金受給者の就業率＞

	計	～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳～74歳	75歳～	65歳未満(再掲)
計	13.7%	82.7%	80.1%	56.7%	22.2%	3.3%	63.6%
厚生年金のみ	12.5%	83.3%	79.6%	56.2%	22.1%	3.3%	60.2%
厚生年金と基礎年金の両方	78.9%	81.1%	79.9%	65.7%	53.8%	—	79.0%
基礎年金のみ	84.0%	86.1%	83.8%	68.3%	—	—	84.0%
寡婦年金	67.6%	.	.	67.6%	.	.	67.6%

＜遺族年金受給者のうち就業している者 仕事の内容別の構成割合＞

	計	常勤	臨時	自営	家族従業者	その他	不詳
計	100.0%	15.6%	50.5%	14.4%	5.9%	9.8%	3.8%
厚生年金のみ	100.0%	13.8%	50.1%	15.3%	6.3%	10.5%	4.0%
厚生年金と基礎年金の両方	100.0%	30.7%	56.7%	5.3%	1.3%	4.0%	2.0%
基礎年金のみ	100.0%	40.8%	47.0%	5.8%	1.8%	3.3%	1.1%
寡婦年金	100.0%	11.2%	50.6%	18.1%	11.0%	4.5%	4.7%

＜遺族年金受給者のうち就業している者 本人の労働による年間収入別の構成割合＞

	計	～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～850万円	850万円～	不詳
計	100.0%	51.6%	26.9%	9.4%	7.1%	2.4%	1.0%	1.5%
厚生年金のみ	100.0%	54.1%	25.7%	8.7%	6.7%	2.1%	1.1%	1.6%
厚生年金と基礎年金の両方	100.0%	31.4%	38.3%	15.4%	9.9%	3.8%	0.3%	1.0%
基礎年金のみ	100.0%	25.9%	32.9%	16.3%	15.5%	8.9%	0.2%	0.3%
寡婦年金	100.0%	42.3%	37.8%	12.6%	4.5%	1.4%	0.4%	1.0%

遺族年金受給者の就業状況②

- 遺族年金受給者のうち働いていない者の働いていない理由については、「働く場がない」・「育児・病気等」といった非自発的な理由が8割以上を占めている。
- 被保険者の死亡時の就業の有無別に見ると、被保険者の死亡前に就業していた者で65歳未満の者については、引き続き就労している者が多数を占める一方で、被保険者の死亡前に仕事をしていなかった者については、45歳以上では、無職のままとなっている者が、就職した者の割合を上回る。

＜遺族年金受給者が働いていない理由別 構成割合＞

	計	働く場がない	働く必要がない	育児・病気・高齢等	その他	不詳
年齢計	100.0%	5.4%	8.7%	75.3%	6.0%	4.5%
～44歳	100.0%	11.6%	2.7%	47.7%	22.6%	15.4%
45～54歳	100.0%	21.5%	5.1%	33.1%	38.8%	1.5%
55～64歳	100.0%	16.5%	12.2%	44.0%	22.2%	5.2%

＜被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別 構成割合＞

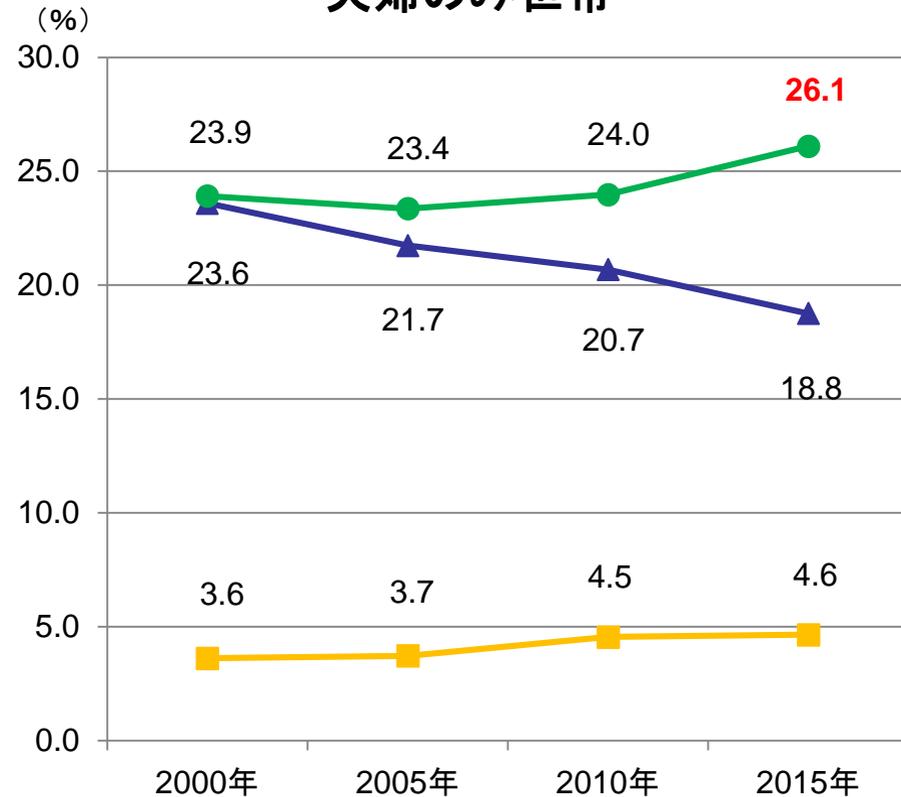
被保険者死亡時の受給者年齢	計	被保険者死亡前に仕事あり						被保険者死亡前に仕事なし			
		計	転職した			仕事を 変えて いない	辞職した	計	就職した	無職のまま	
			小計	収入増加 の目的	それ以外 の目的						不詳
年齢計	100.0%	37.4%	5.2%	2.5%	2.5%	0.2%	23.7%	8.5%	62.6%	3.4%	59.2%
～34歳	100.0%	53.9%	19.6%	12.6%	6.3%	0.8%	26.9%	7.4%	46.1%	36.4%	9.7%
35～44歳	100.0%	67.3%	24.2%	14.9%	8.8%	0.6%	38.8%	4.3%	32.7%	19.1%	13.6%
45～54歳	100.0%	72.0%	13.5%	6.5%	6.9%	0.1%	46.9%	11.6%	28.0%	7.3%	20.7%
55～64歳	100.0%	54.6%	5.1%	1.9%	3.0%	0.2%	35.0%	14.5%	45.4%	2.1%	43.3%

3. 遺族年金制度を取り巻く環境の変化

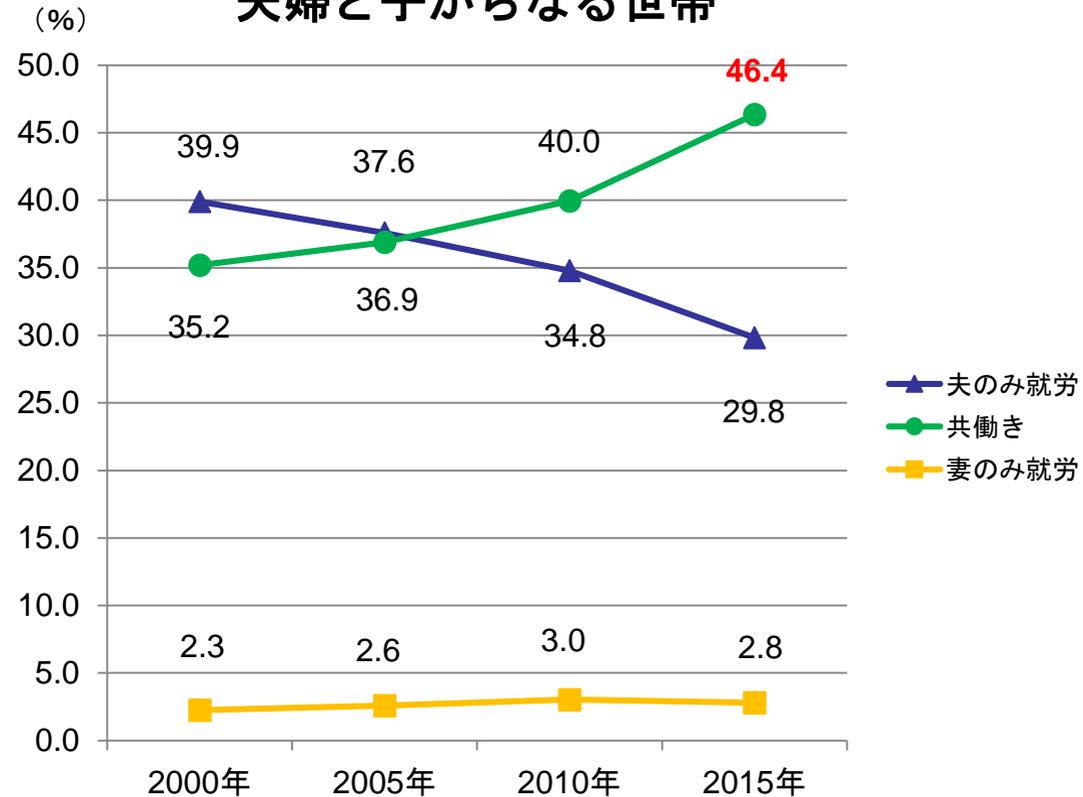
夫婦の就労状況

- 夫婦のみ世帯、夫婦と子からなる世帯ともに共働きが増加傾向にある一方で、夫のみが就労している世帯は減少している。

夫婦のみ世帯



夫婦と子からなる世帯



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

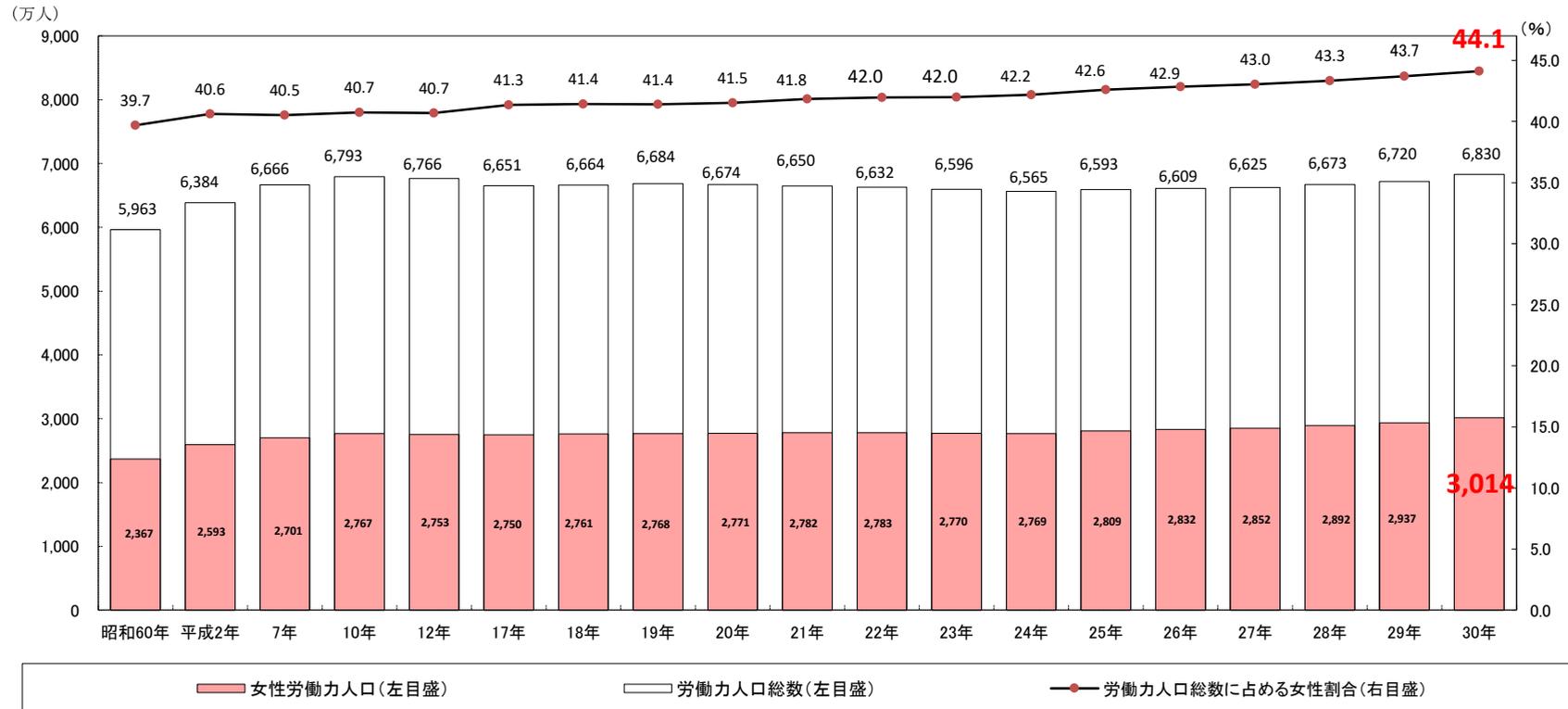
注1:値はそれぞれの世帯全体数に占める割合を指す。

注2:「夫のみ就労」は夫が雇用者、妻が完全失業者又は非労働力人口である世帯を、「共働き」は夫婦ともに雇用者である世帯を、「妻のみ就労」は夫が完全失業者又は非労働力人口である世帯を指す。

女性の労働力人口の推移

- 平成30(2018)年の女性の労働力人口は**3,014万人**。
- 労働力人口総数に占める女性の割合の推移を見ると、昭和60(1985)年の39.7%から順調に上昇を続け、平成30(2018)年には**44.1%**となっている。

労働力人口の推移



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

注1)平成22年から28年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

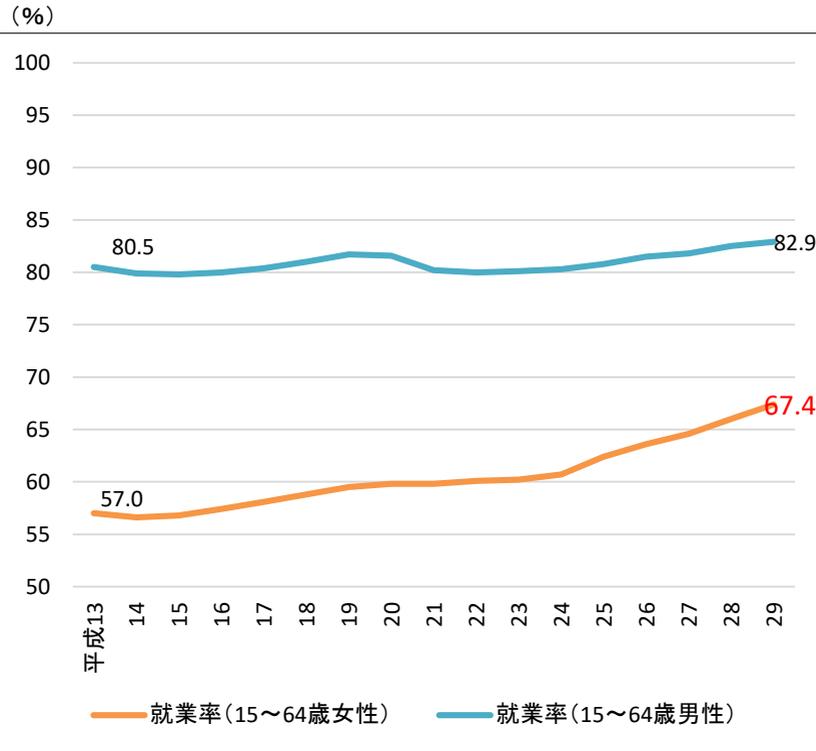
注2)平成23年の数値は、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完的に推計した値である。

注3)労働力人口総数に占める女性割合は、厚労省雇均局作成。

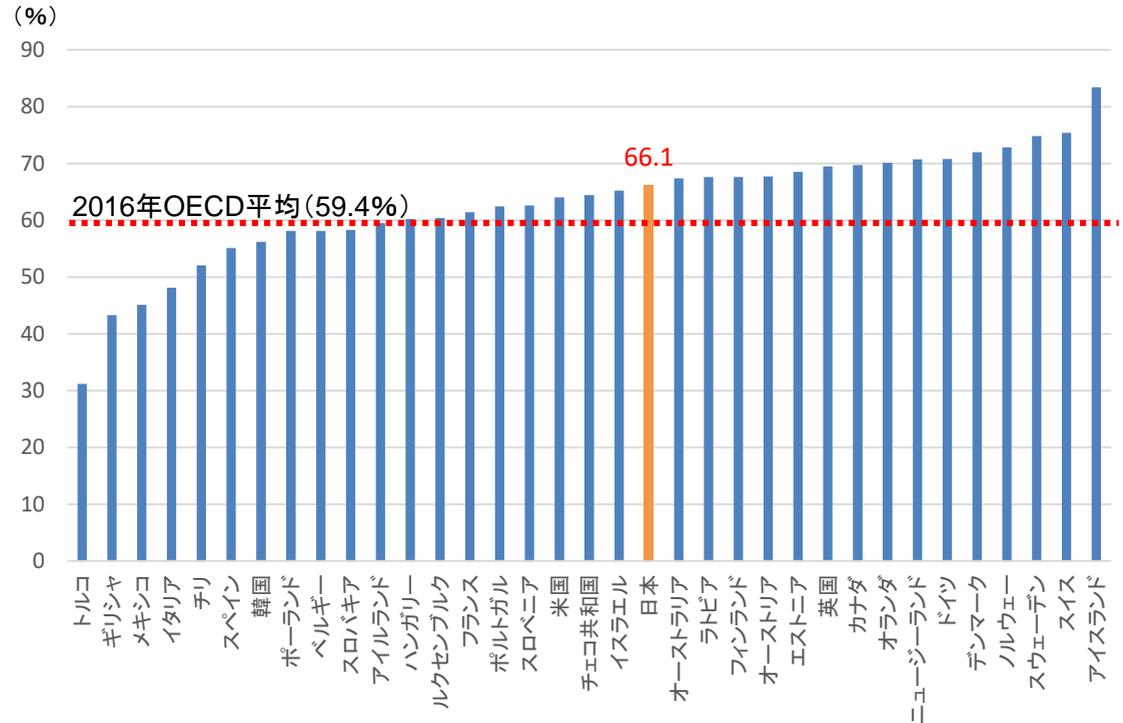
女性の生産年齢人口就業率

- 男女別の生産年齢人口(15~64歳)の就業率の推移を見ると、男性はあまり変化が見られないが、女性は平成13(2001)年の57.0%から平成29(2017)年の**67.4%**まで大きく上昇している。
- 日本の女性(15~64歳)の就業率は、OECD諸国と比較すると中位の水準(平均を上回る)。

生産年齢人口(15~64歳)の就業率の推移



OECD諸国の女性(15~64歳)の就業率(2016年)



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(資料出所)OECD “Employment Outlook 2017”

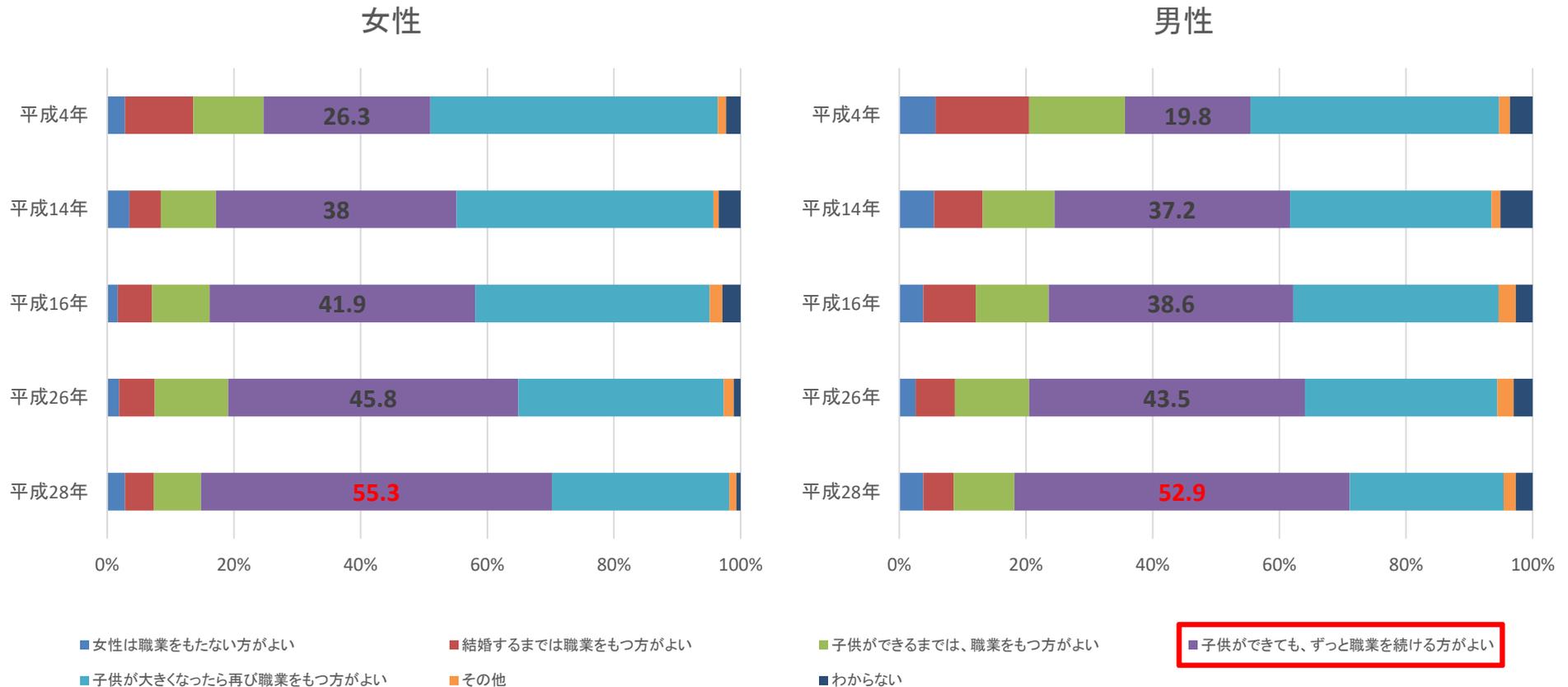
注1)平成22年から28年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

注2)平成23年の数値は、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完的に推計した値である。

注3)労働力人口総数に占める女性割合は、厚労省雇用局作成。

女性が職業を持つことに対する意識の変化

- 女性が職業を持つことに対する意識の変化について、平成4(1992)年からの変化を見ると、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加してきており、平成28(2016)年の調査では、男女ともに初めて5割を上回った。



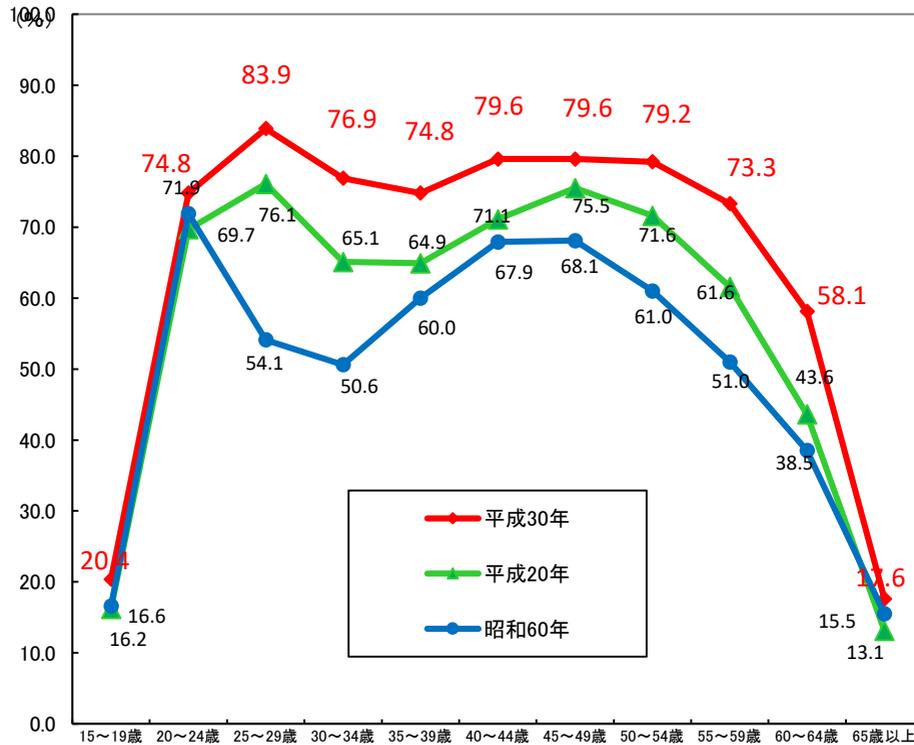
(資料出所) 内閣府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年、16年、28年)、「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)

※ 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は、18歳以上の者が対象。

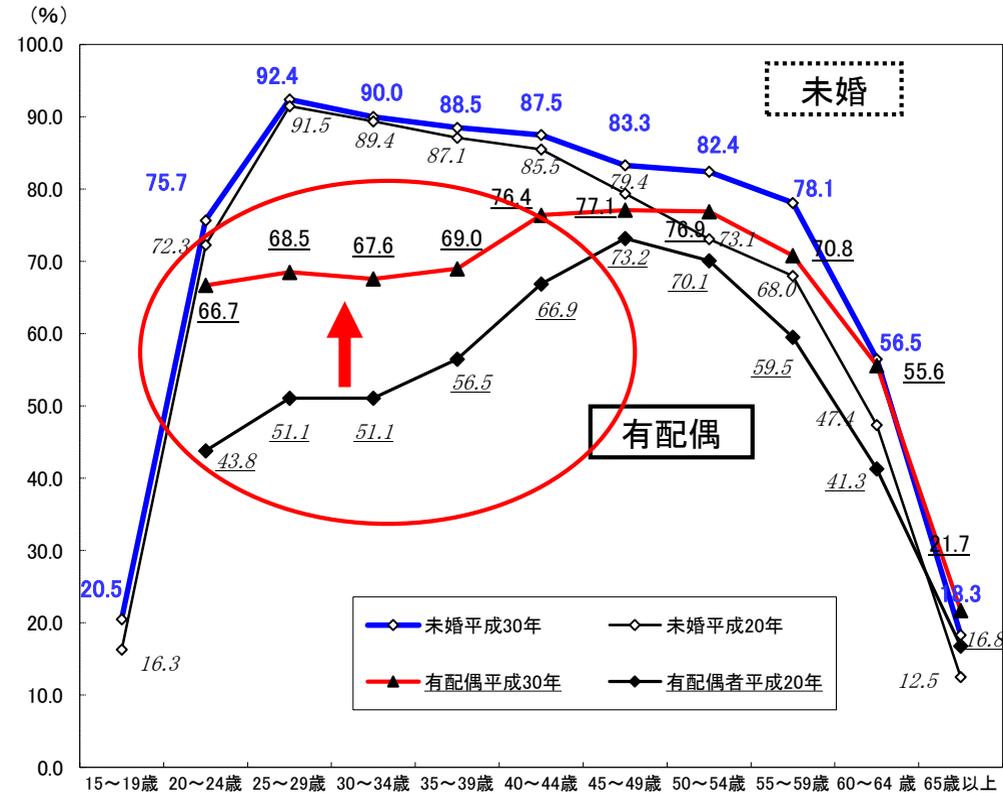
女性の労働力率の変化(年齢階級別・配偶関係別)

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字カーブを描いている。
- 10年前と比べると全ての年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると未婚者に大きな変化はないが、**20歳台・30歳台の有配偶の者の上昇幅が大きい**。

女性の年齢階級別労働力率



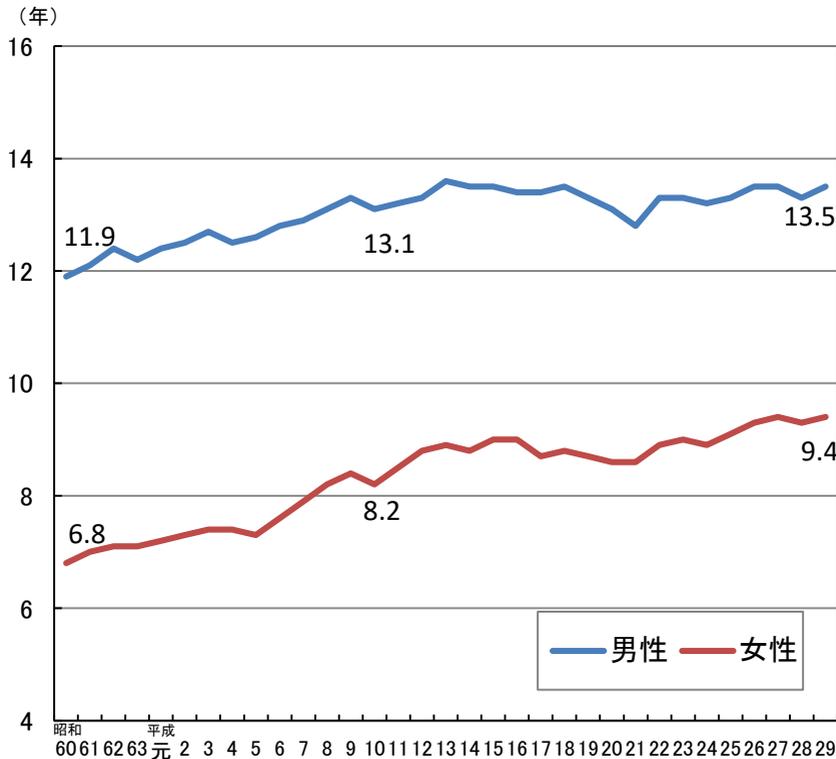
女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



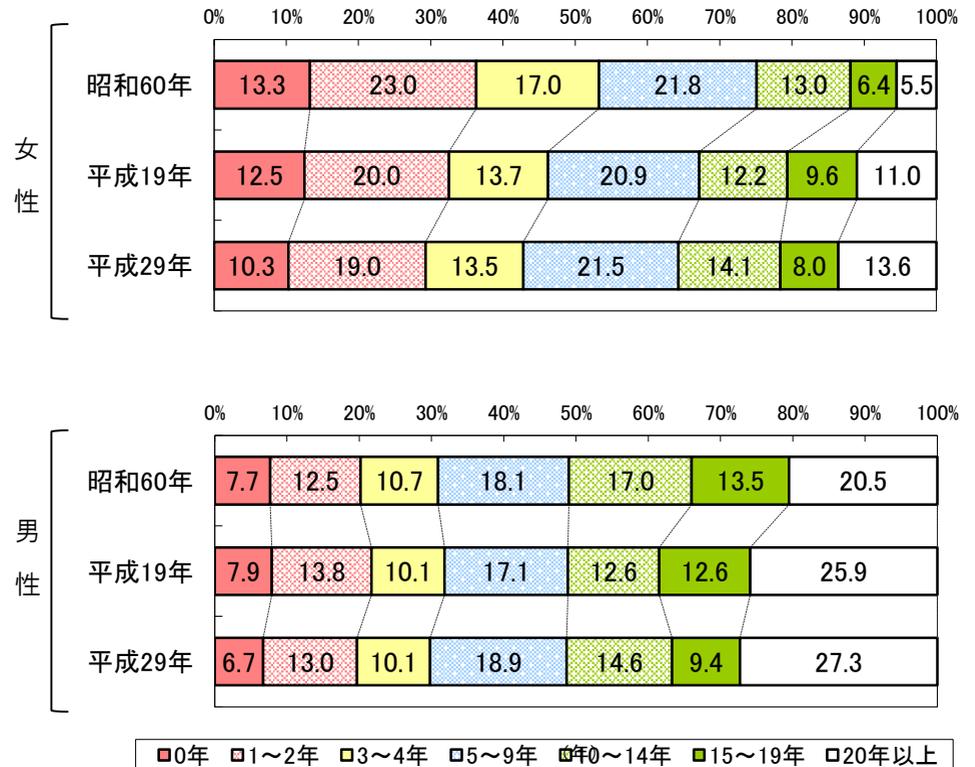
性別 平均勤続年数

- 平均勤続年数は男性よりいまだ短い(平成29年の平均勤続年数は男性13.5年に対して女性9.4年)が、
女性一般労働者の継続就業は進み、男女差は縮小傾向にある。

一般労働者の平均勤続年数の推移



勤続年数階級別一般労働者構成比の推移

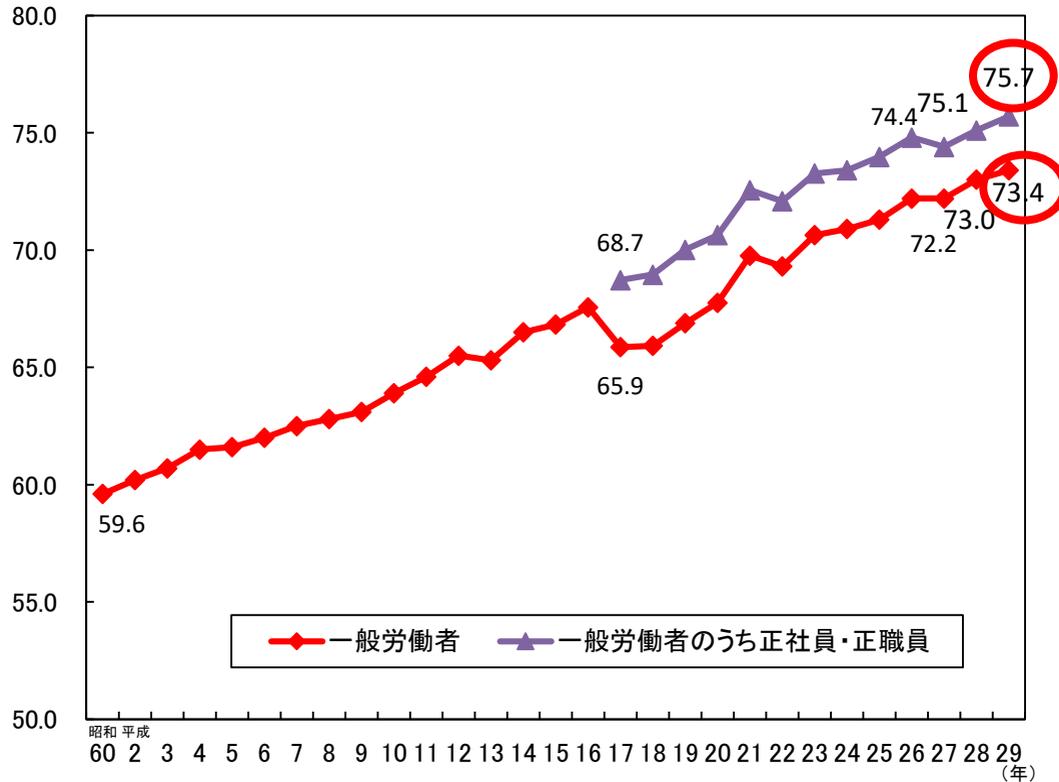


男女間賃金格差の長期的な傾向

- 男女間賃金格差は依然としてあるが、**長期的には縮小傾向**にある。

男女間賃金格差(※)の推移

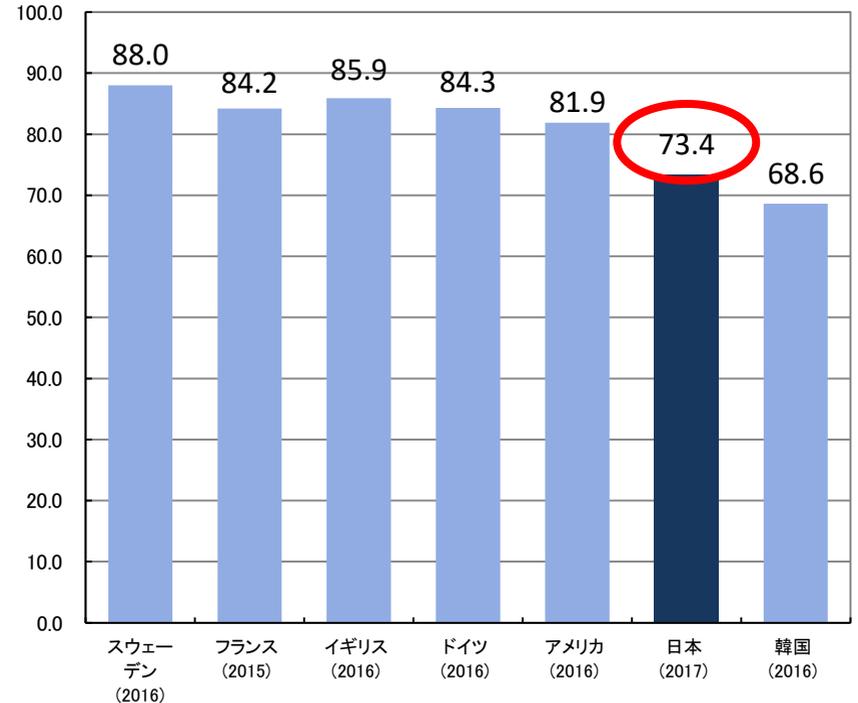
(※) 男性労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性労働者の所定内給与額の値



- 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
- 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

(資料出所) 厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」

男女間賃金格差の国際比較



資料出所: 日本:厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」、
 その他:(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

注)原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。

4. 平成27年年金部会における議論の整理

社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)(抄)

7 遺族年金制度の在り方について

(本課題の検討に当たっての論点)

- **遺族年金制度は家計を支える者が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うもの**であるが、現行の制度は、制度の成り立ちから、**依然として、男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計**となっている。
一方で、今後、少子高齢化が進行する中で、社会経済の活力を維持するためにも、女性や高齢者の労働参加が重要になるが、そのような社会では**男女がともに就労することが一般化していくことが想定される**。そうした中で、**遺族年金についても、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要**である。
- 社会保障・税一体改革の中で、既に、遺族基礎年金の支給対象を従前の母子家庭から父子家庭へと拡大する見直しが行われ、平成26年4月から施行されている。その施行に至る過程においても、第3号被保険者が死亡した場合の遺族給付の取扱いなどをめぐって、遺族年金の在り方に関して課題が提起されたこともあり、本部会においても、社会経済情勢に合わせて遺族年金制度の在り方をどのように考えるか、議論を行った。

(共働きが一般化することを前提とした場合の遺族年金制度の在り方)

- 諸外国の遺族年金の制度設計は、養育する子がいる間は支給されるが、若い時代に養育する子がない場合には給付がないか、有期の給付となっているものが多い。これは、子の養育には男性も女性もともに責任を負うため、どちらが死亡しても保障の必要性は高いが、養育する子がない場合には、男性も女性も就労するという考え方に立つならば、保障の必要性は必ずしも高くないという整理になっているものと考えられる。
- 女性の就業をめぐる先述したような社会の変化や要請を踏まえれば、**男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様**であると考えられる。
- 一方で、**配偶者の年金から発生する受給権が仮になくなることになると、現実にも、配偶者が亡くなって、それによって生計を立てている方が、たちまち困窮に陥る**ことになる。実態を踏まえて現実にもどう改革を展開していくかというのは、十分に考慮する必要がある。
また、仮に第3号被保険者制度で夫婦単位での賃金分割の方向で検討を進めていくこととなると、遺族年金の位置付けも併せて変わってくることとなる。
- さらに、今後の検討に当たっては、大きな方向性の議論はもちろん重要であるが、例えば、**離婚後に子を引取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引取ったときに遺族基礎年金が支給停止になる問題など、各論の部分も併せて丁寧に検討していくべき、との指摘があった。**
- このような状況を踏まえると、**遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかと**の認識を共有した。

(機能強化法の施行過程において明らかとなった課題)

- 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へと拡大するに際して、これまでの男性が主たる家計の担い手であるという遺族年金制度の設計上の基本的な考え方が変わり、実際に生計を維持していたことに対応して所得保障を行うという考え方に立つことになるため、当初、被扶養配偶者である第3号被保険者が死亡した場合には、遺族基礎年金の支給対象としないという方針をとっていた。
- しかしながら、遺族基礎年金の対象を拡大することの施行過程において、例えば、主として男性の収入によって家計が維持されてきた家庭で、男性が失業や疾病などにより離職し、女性の被扶養配偶者となり、その状態で死亡した場合にも、これまでと異なり遺族年金が支給されなくなってしまうなどの問題が指摘され、第3号被保険者が死亡した場合でも遺族年金の保障の対象とする方向で、修正が図られている。
- 第3号被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金の取扱いについては、先述した遺族年金制度の在り方とも密接に関わってくる問題であり、遺族年金全体の見直しの方向とともに検討すべき課題として整理することとする。

5. 諸外国の遺族年金制度

共働きが一般化している諸外国における遺族年金

- 諸外国の遺族年金制度では、**遺族の生活変化に対する一時的な支援**や、特に若年・中年遺族に対する**就労促進の観点**から、遺族年金が**有期給付化**されている。(イギリス、スウェーデン、ドイツ、フランス)
- 一方、**子がいる場合**や、**遺族が中高齢の場合**は、**中長期的な所得保障を行っている国もある**。(スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカ)

	イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ
子を養育する現役世代の遺族配偶者への給付	【遺族支援手当】 子の有無に関わらず、有期給付(18ヶ月) ＋一時金 ※ 16歳未満の子がいる場合は増額	【一般調整年金、延長調整年金】 一般調整年金の支給終了時点で、 18歳未満の子 がある場合は12ヶ月の有期又は末子が12歳になるまで	【大寡婦(夫)年金】 子が18歳になるまで	子の有無に関わらず、 【寡婦(夫)手当】 55歳未満 は有期給付(2年) 【振替年金】 55歳以上 は無期給付 <small>(*)被保険者の死亡時に55歳未満であっても、55歳に達した際に支給要件を満たしていれば受給できる。</small>	【遺児を養育する親年金】 子が16歳になるまで 【死亡一時金】 配偶者又は子に対する一括給付
子を養育しない現役世代の遺族配偶者への給付		【一般調整年金】 有期給付(1年)	【小寡婦(夫)年金】 有期給付(2年)	(家族支援手当) 21歳未満の子を養育するひとり親又は両親を失った孤児を養育する者	【障害のある寡婦(夫)年金】 50～59歳 の障害を有する者は無期給付 【高齢の寡婦(夫)年金】 60歳以上 は無期給付 <small>(*)被保険者の死亡時に60歳未満であっても、60歳に達した際に支給要件を満たしていれば受給できる。</small>
中高齢遺族への給付			【大寡婦(夫)年金】 45歳以上 は無期給付 <small>(*)小寡婦(夫)年金受給者が45歳に達してなお寡婦(夫)である場合は、大寡婦(夫)年金を受給できる。</small>	【振替年金】 55歳以上 は無期給付 <small>(*)同上。</small>	
年金受給者の死亡による 高齢 の遺族配偶者への給付	—	—			
遺族給付の 対象者が老齢年金支給年齢 となった場合	自身の 老齢年金のみ	自身の 老齢年金のみ (遺族年金は65歳で支給終了)	自身の 老齢年金と併給(調整あり)	自身の 老齢年金と併給(調整あり)	老齢年金が遺族年金よりも高額であれば老齢年金が、遺族年金の方が高額であれば、老齢年金に加えて、遺族年金と老齢年金の差額が支給される

※ 各国の遺族年金制度の概要における支給対象者としての「配偶者」は、国によっては、事実婚・同性婚等のパートナーを含む場合もあるが、単に「配偶者」と記載している。

(資料出所)厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」(平成29(2017)年5月)等

諸外国の遺族年金給付の性格に応じた整理

性格の種類	主な対象	概要
①遺族の生活変化に対する一時的支援	・現役期の遺族	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀費用や住替え費用を始めとした金銭的支出、(再)就職や転職など生活の立て直しを図るための準備期間に対する一時的な支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・イギリス：遺族支援手当 ・ドイツ：小寡婦(夫)年金 ・スウェーデン：一般調整年金 ・フランス：寡婦(夫)手当 ・アメリカ：死亡一時金
②現役期の遺族や遺児に対する中長期的な所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・子を養育する配偶者 ・遺児 ・中高齢遺族 	<ul style="list-style-type: none"> ・失われた収入の代替。 ・遺族に子がいる場合には、養育費がかかり、就労が難しいこと、子がいない場合でも、遺族が中高齢である場合は就労が難しいことを考慮。 ・就労所得等により支給額が調整されることが多い。 (子を養育) <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ：大寡婦(夫)年金(中高齢) ・スウェーデン：延長調整年金 ・アメリカ：遺児を養育する親年金 ・ドイツ：大寡婦(夫)年金(45歳以上) ・フランス：振替年金(55歳以上) ・アメリカ：高齢の寡婦(夫)年金(60歳以上)
③老齢年金の代替・補足(高齢の遺族配偶者の所得保障)	・高齢の遺族配偶者(主に女性)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の遺族配偶者の所得保障。 ・遺族配偶者が高齢の場合、それまでの就労状況等を反映して、本人が老齢年金を受給できない、あるいは老齢年金額が低くなることもあり、特に女性においてその傾向が強いことを考慮。 ・自身の老齢年金額により支給額を調整。 <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：振替年金 ・アメリカ：高齢の寡婦(夫)年金 ・ドイツ：大寡婦(夫)年金
④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族配偶者への継承	・遺族配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産相続的な観点又は死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことへの対価という観点から、被保険者の受給していた(又は受給するはずであった)年金の一部を遺族に支給。 <ul style="list-style-type: none"> ・フランス：振替年金

※我が国の遺族年金は、遺族基礎年金が②、遺族厚生年金が②と③(一部①)の性格を併せ持ったものとなっている。

諸外国におけるこれまでの遺族年金の見直し

①一時的な支援

- 近年、遺族年金としては、対象者も就労することを前提に、就労意欲を促進する観点から、子のない遺族配偶者への給付を有期化したり、一時的支援の必要性から、若年・中年の遺族配偶者への有期給付を導入するなど、一時的支援の性格が重視されてきている。
- イギリス：遺族支援手当（一時金と有期給付）への一本化（2014年改正）
- スウェーデン：遺族配偶者に対する給付を有期給付化（子がいる場合は延長）（1988年改正）
- ドイツ：小寡婦（夫）年金の有期給付化（2001年改正）
- フランス：若年・中年に対する寡婦（夫）手当の創設（1980年創設）

②中長期的な所得保障

- 遺族配偶者に子がいる場合は子の養育期間が終わるまで、遺族配偶者が中高齢の場合は無期給付とするなど、②としての役割は依然として大きい。
- 所得額に応じた支給額の減額や支給停止が行われることが多い。
- スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカ（イギリス以外の国）

③(主に高齢女性に対する)老齢年金の代替・補足

- 女性の労働力率の向上、老齢年金の水準向上等に伴い、③としての遺族年金は見直されている。
- イギリス：老齢年金受給開始年齢到達後の遺族に対する遺族年金廃止（2014年改正）
- スウェーデン：遺族配偶者が65歳到達後の遺族年金廃止（1988年改正）
- ドイツ：高齢遺族に対する遺族年金の給付水準の引下げ（2001年改正）

④年金受給権の遺族への継承

- 死亡した者に経済的に依存していた遺族に対する所得保障という性格が弱まり、男女を問わずに遺族年金を支給したり、離婚した元配偶者にも遺族年金を支給したりする仕組みを導入。
- フランス：振替年金
- アメリカ：高齢の寡婦（夫）年金

※上記①～④の性格に係る見直しのほか、男女差の解消が行われている。

- イギリス：遺族関連3給付（寡婦給付、寡婦母親手当、寡婦年金）を改称し、支給対象を男性にも拡大（1999年改正）
- スウェーデン：寡婦年金を廃止し、男女ともに受給できる調整年金を創設（1988年改正）
- ドイツ：遺族年金の男女差の是正を求める判決を契機に、男性（寡夫）にのみ課されていた「死亡した妻によって家計の大部分が賄われていた」という要件を削除（1985年改正）
- アメリカ：男性（寡夫）のみに課されていた被扶養要件撤廃（1977年改正）、法律上の支給要件における男女差解消（1983年改正）

※フランスは当初から、法律上の支給要件に男女差はなかったが、1970年代に被扶養要件の見直しが図られ、実質的に対象が男性に拡大された。

（資料出所）百瀬優「終章 今後の遺族年金のあり方に関する論点整理」（厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」（平成29(2017)年5月）等

OECD “Pensions Outlook 2018” 政策提言の概要

- OECDの報告書である“Pensions Outlook 2018”では、第7章として、「遺族年金はまだ必要か？」をテーマに、OECD諸国における遺族年金制度が分析され、以下の政策提言がなされている。

第7章「遺族年金はまだ必要か？」政策提言の概要

“Key policy implications,” Chapter 7. Are survivor pensions still needed? (OECD “Pensions Outlook 2018”) (仮訳)

- 遺族配偶者に対する給付は、遺族配偶者の労働参加へのディスインセンティブや、正当化が難しい世帯間の再分配を取り除きながら、遺族配偶者の生活水準の平準化に対してより焦点を当てるべき。
- 受給者は、支給開始年齢に達する前に、無期の遺族年金の受給資格を得るべきではない。代わりに、こうした若い世代は、新しい状況に適応するための一時的な給付を受給できるようにすべきである。
- 遺族年金は、婚姻を超えて、公式のパートナー等にも拡大されるべきである。
- 過去のパートナーは、現在において平準化すべき消費が存在しないため、遺族年金の受給資格を得るべきではない。問題になるのはむしろ、パートナー関係にあった過去の年金権の分配である。
- カップル内での年金権の分割は利点があるが、いくつかの国は、広く男女平等促進策の一環としての意を含め、年金権を個人で取扱うことを好んでいる。
- 年金権の分割は、確定拠出型の年金、ポイント制や、単純な年金給付算定式を有する確定給付型の年金においては導入しやすい。複雑で分断された年金制度や、拠出と年金権の関連が薄い制度においては、年金権の分割の導入はより複雑となる。
- 年金権の分割は、すでに離別したカップルにとっては遺族年金の代替となりうるが、関係が継続しているカップルにとっては、遺族年金の代替とはならない。年金権の分割がある場合は、ない場合と比べて遺族年金の給付率は低くなるが、パートナーの死亡により規模の経済が失われ生活水準が低下するリスクがあるため、関係が継続しているカップルにとっては、遺族年金は依然として一定の役割を果たす。

（参考資料）
共働きが一般化している諸外国における
遺族年金制度の概要

①イギリス

※ 各国の遺族年金制度の概要における支給対象者としての「配偶者」は、国によっては、事実婚・同性婚等のパートナーを含む場合もあるが、これ以降の各国の資料では、単に「配偶者」と記載している。

- ・2014年年金制度改革において、個人単位化という大きな枠組みの中で、遺族給付制度を有期給付と一時金から構成される「遺族支援手当」へ改正。
- ・老後の所得保障は老齢年金で行う。

	遺族支援手当
制度の考え方	配偶者の死亡から直接生じるニーズへ対応する一時金と、配偶者の死亡から就労生活を軌道に乗せるための最長18ヶ月の有期給付
対象者	老齢年金支給開始年齢(※65歳(2018年末時点))前の配偶者
課税／非課税	非課税
所得要件・調査	なし
自身の老齢年金との関係	併給不可(支給対象者が自身の老齢年金の受給を開始した場合、遺族支援手当の支給の対象外となる。)
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	最長18ヶ月間の有期給付(月額£350)＋一時金(£3,500) (16歳(学生等の場合は20歳)未満の子を養育している者に支給される。)
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	最長18ヶ月間の有期給付(月額£100)＋一時金(£2,500)
年金受給者の死亡による高齡遺族配偶者への給付	—

②スウェーデン

・遺族年金制度の中で養育する子への保障を行う。遺族年金受給者が65歳になると支給終了となり、老後の所得保障は老齢年金で行う。

	一般調整年金	延長調整年金	最低保証年金	児童年金	遺族支援給付
制度の考え方	配偶者の死亡に伴い発生するコストへの対応	親の養育責任への給付	最低水準の保障	子への給付	最低水準の保障
対象者	65歳未満の配偶者で、 ①死亡した者と最低5年間同居、又は、 ②18歳未満の子がある	一般調整年金の支給終了時点で、18歳未満の子がある場合	一般・延長調整年金の支給額が少ない者	親の一方又は両方を亡くした18歳未満の子	児童年金の支給額が少ない又は無い子
課税／非課税	課税			一部非課税	非課税
所得要件・調査	なし		(調整年金(・老齢年金)の不足分を補うもの)	調整年金と調整(※3)	調整年金と調整(※3)
自身の老齢年金との関係	併給可能・調整なし (ただし、遺族年金受給者が65歳になると支給終了)			—	—
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	12ヶ月の 有期給付 (死亡した者の所得比例年金見込額の55%(※1))	12ヶ月の 有期給付又は末子が12歳になるまで (死亡した者の所得比例年金見込額の55%(※1))	一般調整年金・延長調整年金の 支給期間と同じ (最低保証額(※2)と一般調整年金の差額)	(子への給付) 18歳になるまで(死亡した親の所得比例年金額の一部)	(子への給付) 18歳になるまで(物価基礎額の40%と児童年金の差額)
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	12ヶ月の 有期給付 (死亡した者の所得比例年金見込額の55%(※1))	—	12ヶ月の 有期給付 (最低保証額(※2)と一般調整年金の差額)		
年金受給者の死亡による高齢遺族配偶者への給付(支給額)	—	—	—		

(※1)死亡年の前年までの5年間に於ける年金換算基礎収入を死亡時時点での価格に再評価し、このうち最高額と最低額を除いた残り3年分の所得の平均値を算出。この平均値の18.5%がみなし年金権である。この年金権に死亡年から64歳になる年までの年数を乗じて、64歳まで生きていれば追加で納付できたであろう年金権を算出し、これに、死亡時点で現に納付済みの年金保険料を加えて、死亡した者の年金保険料総額が算出される。この額を死亡年に適用される平均余命年数で除した額が死亡した者の所得比例年金額となる。

(※2)居住期間に基づいて算定される(40年居住が満額)

(※3)児童年金・遺族支援給付の額が調整される

③ドイツ

- ・寡婦(夫)年金は失われた生計費の代替給付であり、遺族配偶者の自活可能性(年齢、子の養育の有無等)で給付水準を区分。
- ・老後の所得保障については、寡婦(夫)年金の受給か、年金分割制度の利用かの選択制を導入。

	大寡婦(夫)年金	小寡婦(夫)年金	半遺児年金	全遺児年金	養育年金
制度の考え方	残された配偶者に対する、被保険者(※1)の死亡によって失われた生計費の代替給付		死亡した被保険者の子への給付		被保険者への給付(※6)
対象者	いずれかの要件に該当する者 ①45歳以上(※2) ②稼得能力の減退がある ③18歳未満の子がある(※3) (*小寡婦(夫)年金受給者が45歳に達してなお寡婦(夫)である場合は、大寡婦(夫)年金を受給できる。	大寡婦(夫)年金の要件(左記①~③)に該当しない者	扶養義務を負うもう一人の親がいる場合の原則18歳未満の子	両親ともに欠けた原則18歳未満の子	離婚した配偶者が死亡した場合における、原則18歳未満の子を養育する被保険者 または、婚姻中の配偶者が死亡し、寡婦(夫)年金でなく年金分割を選択した者
課税/非課税	課税(※4)		課税(※4)		
所得要件・調査	賃金や老齢年金等との調整あり(毎年実施) 遺族年金額-((手取り収入-控除額*)×40%) (*控除額は東西ドイツ別、子どもの人数別。毎年決定。		なし	なし	なし
自身の老齢年金との関係	併給可能・調整あり	—	—	—	併給不可
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	③のみに該当する場合 ③:子が18歳になるまでの給付(※3) (死亡した者の年金の55%(※5・6))	—	(子への給付) 死亡した被保険者の年金の10%相当額	(子への給付) 死亡した被保険者の年金の20%相当額	(被保険者への給付) 子が18歳になるまで(稼得不能年金相当額)
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	①:無期給付 ②:稼得能力の減退の理由である障害等が回復するまで (死亡した者の年金の55%(※6))	24ヶ月間の有期給付 (死亡した者の年金の25%(※6))	(※1)待期間(原則5年の加入期間)の要件を満たしている必要あり (※2)2029年までに47歳に引上げ (※3)自活する能力のない子どもの場合は年齢制限なし (※4)2006年以降、課税対象の割合を50%から引上げ中。 2040年に100%課税となる予定 (※5)3歳までの子の養育経験による増額あり (※6)配偶者の死亡後3ヶ月間は、満額(他収入との調整もなし) ・配偶者が65歳前に死亡した場合は一定割合で減額される ・配偶者が62歳前に死亡(若年で死亡)した場合、死亡した者が62歳到達まで被保険者であったとみなおして被保険者期間が計算される (※7)生存する配偶者自身の保険関係に基づき支給される給付。 待期間の要件を満たしている必要あり		
年金受給者の死亡による高齢遺族配偶者への給付	①②③に該当すれば、上記のとおり	同上			

④フランス

- ・子への経済的支援は、死別の場合も、家族支援手当という家族給付制度で対応。
- ・対象者自身(主に女性)の老齢年金受給権を充実させる仕組みとして「家庭の親のための老齢保険」があり、老後の所得保障における振替年金の役割を一定程度縮小させている。

	寡婦(夫)手当(一般制度)	振替年金(一般制度)	家族支援手当
制度の考え方	遺族配偶者の 就労促進 、 経済的自立 を支援する一時給付	死亡した被保険者の 老齢年金の一部を遺族配偶者に移転 (夫婦が共同で負担した保険料(財産)の回収)	ひとり親の子又は孤児への経済的援助
対象者	55歳未満 の配偶者(※1)	55歳以上 (*)の配偶者(※3) (*)被保険者の死亡時に55歳未満であっても、55歳に達した際に支給要件を満たしていれば支給できる。	21歳未満の子 を養育するひとり親又は両親を失った孤児を養育する者
課税/非課税	所得税の課税対象 CSG(社会保障目的税)の課税対象からは除外	課税(老齢年金と同様)	非課税
所得要件・調査	老齢年金や稼働所得(※2)等の収入との調整あり(申請前の3ヶ月間の所得で調査)	老齢年金や稼働所得(※4)等の収入との調整あり(55歳、62歳、67歳の時点で調査)	なし
自身の老齢年金との関係	併給可能・調整あり	併給可能・調整あり	—
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	最長2年 (602.73ユーロ/月。所得額に応じて減額)	無期給付 (死亡した者が受給していた又は受給するはずであった年金の54%)(※5)	(子への給付) 子1人につき 109.65ユーロ/月
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	・子の加算等はない。 ・支給対象者が50歳以上であれば、55歳に達するまで支給される。 ・ 55歳以降、受給要件を満たせば振替年金 が支給される。(※3)	以下の場合、加算あり ①養育する(又はしていた) 3人以上の子への加算 (10%の加算) ②老齢年金受給権を有していないかつ満額受給年齢(67歳)に到達していない場合に、 扶養する各子への加算 (96.30ユーロ/月) ③支給対象者が 65歳以上 で一定の所得以下の場合の加算(11.10%の加算)	(※1)振替年金と異なり、寡婦(夫)手当は、婚姻要件(死亡時の法律上の配偶者であること)、単身要件、国内居住要件あり。 (※2)就労インセンティブを保つよう、最初の3ヶ月は100%控除、次の9ヶ月は50%控除。その後は全額が所得としてカウント。 (※3)振替年金は、死亡時の配偶者も離婚した配偶者も、再婚しても、受給権を喪失しない。受給権者間は、婚姻期間の長さに応じて比例的に按分される。 (※4)就労インセンティブを阻害しないよう、稼働所得の30%控除。 (※5)保険料拠出期間が15年以上ある場合は下限保障額あり(3,406.47ユーロ/年、283.87ユーロ/月(2017年))。15年未満の場合は、上記下限保障額が比例的に減額。
年金受給者の死亡による高齢遺族配偶者への給付(支給額)			

⑤アメリカ

- 死亡した者が完全被保険者資格を有する場合には、配偶者・子・親が死亡一時金、障害のある寡婦(夫)年金、高齢の寡婦(夫)年金を受給できる。
- 死亡した者が現在被保険者資格を有する場合(若年で亡くなった場合)には、子を養育する配偶者・子が遺族年金を受給できる。
子のいない配偶者は死亡一時金を受給できるのみ。

	死亡一時金	障害のある寡婦(夫)年金	高齢の寡婦(夫)年金		遺児を養育する親年金	遺児年金	親年金
対象者	完全被保険者資格(※1)又は現在被保険者資格(※2)を有する被保険者の配偶者又は子	完全被保険者資格(※1)を有する被保険者の配偶者で50～59歳の障害を有している者	完全被保険者資格(※1)を有する被保険者の配偶者で、 60歳以上(※) の者 (※)被保険者の死亡時に60歳未満であっても、60歳に達した際に支給要件を満たしていれば受給できる。		完全被保険者資格(※1)又は現在被保険者資格(※4)を有する被保険者の遺児を養育する者	完全被保険者資格(※1)又は現在被保険者資格(※4)を有する被保険者の遺児	完全被保険者資格(※1)を有する者に扶養されていた(※6)62歳以上の親
課税／非課税	一部課税(※3)	一部課税	一部課税		一部課税(※3)	一部課税(※3)	一部課税(※3)
所得要件・調査	なし	なし	完全引退年齢(※3)以上の場合 なし	60歳以上完全引退年齢(※3)未満の場合 就労所得に応じて減額	就労所得に応じて減額	就労所得に応じて減額	就労所得に応じて減額
自身の老齢年金との関係	併給可	併給不可(※4)	併給不可(※2)		併給不可(※4)	—	死亡した被保険者の年金の82.5%未満であれば併給可
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)	255ドルの一時金	無期給付(死亡した者の年金の71.5%)(※4)	完全引退年齢(※5)以上の場合	60歳以上完全引退年齢(※5)未満の場合	(遺児を育てる者への給付) 子が16歳に到達するまで等(死亡した者の年金の75%)	(子への給付) 18歳に到達するまで等(死亡した者の年金の75%)	(死亡した者の親への給付) 親が1人の場合は死亡した者の年金の82.5% 親が2人の場合は、それぞれに75%
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付(支給額)			無期給付(死亡した者の年金の100%)(※4)	無期給付(死亡した者の年金の71.5%～100%未満)(※4)			
年金受給者の死亡による遺族配偶者への給付(支給額)							

(※1)完全被保険者資格を得るためには、保険料提出歴が10年以上であり、また、21歳到達以降少なくとも1年につき1四半期の加入歴と、以下の3種類のうち最も早く起こった事象の到達が必要。①62歳到達、②死亡の前年、③障害をもった年の前年。
 (※2)死亡前直近3年間のうち、1年半の保険料提出歴を有する。
 (※3)配偶者と子への遺族給付に対する課税は、それぞれの給付額に対して行われる。
 (※4)62歳から70歳までの間(老齢年金の受給開始可能期間)に、老齢年金が遺族年金よりも高額であれば老齢年金が、遺族年金の方が高額であれば、老齢年金に加えて、遺族年金と老齢年金の差額が支給される。
 (※5)2017年で66歳。
 (※6)生計費の2分の1以上の金銭的扶養が行われていた。